

岩手県監査委員告示第22号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第7号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年4月9日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立黒沢尻北高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年11月21日

イ 本監査実施日 平成24年12月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年2月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の調定に当たり、相当期間経過してから調定しているものが1件、118,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	授業料の調定については、今後は、複数の職員による年度末の確認を徹底することにより再発防止に努めることとした。
通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、60,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	通勤手当の支給については、平成24年12月17日及び同月27日に返納処理を行った。 今後は、複数の職員による通勤経路の確認を徹底することにより再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立大東高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年10月30日

イ 本監査実施日 平成24年12月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年2月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
立木及び工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産管理簿については、平成24年11月6日に財産登録を行った。 今後は、複数の職員による財産管理簿のチェックを徹底することにより再発防止に努めることとした。
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、655,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理については、平成24年11月5日に備品登録を行った。 今後は、複数の職員による備品管理一覧表のチェックを徹底することにより再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立宮古商業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年10月24日

イ 本監査実施日 平成24年12月13日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年2月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給対象となる者に支給していないものが1件、355,613円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	期末勤勉手当の支給については、平成24年11月15日に追給処理を行った。 今後は、算定時の関係書類の確認及び複数の職員によるチェックを徹底することにより再発防止に努めることとした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立宮古水産高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年10月23日

イ 本監査実施日 平成24年12月14日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年2月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべきでない者に支給していたものが1件、32,626円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	勤勉手当の支給については、平成24年12月3日に返納処理を行った。 今後は、算定時の関係処理の確認及び複数の職員によるチェックを徹底することにより再発防止に努めることとした。